

第2日目(11月10日)

議長 散会前に引続き会議を再開いたします。ただ今の出席議員数は44名であります。直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

本日の日程はお手元に配布した議事日程のとおりといたします。

日程第1、第2号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市一般会計暫定予算について)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第2号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市一般会計暫定予算について)は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第2号報告は原案のとおり承認することに決定をしました。

議長 日程第2、第3号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計暫定予算について)、日程第3、第4号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市国民健康保険特別会計暫定予算について)、日程第4、第5号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市介護保険特別会計暫定予算について)、日程第5、第6号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市老人保健特別会計暫定予算について)、日程第6、第7号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市下水道特別会計暫定予算について)、程第7、第8号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市観光施設特別会計暫定予算について)、日程第8、第9号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市訪問看護特別会計暫定予算について)以上7件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。各担当課長、順次説明を願います。

農林課長 (説明を行う。)

総合市民課長 (説明を行う。)

福祉課長 （説明を行う。）

総合市民課長 （説明を行う。）

企業課長 （説明を行う。）

商工観光課長 （説明を行う。）

保健課長 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。なお7件一括質疑を行いますので、質疑の際にはページ数をお願いします。

岡村雅夫君 164ページの行政設備についてお伺いいたしますが、初めての予算なもので、概要がわかりませんので概要の説明を願いたいわけであります。その1つとして、若干新幹線の工事の時点での補償金というような話は聞いておるわけでありますけれども、この168ページの歳入を見ますと、財産収入と繰入金という形がございますが、こういった原資でこういった根拠の収入が見込まれているのか、わかりませんのでひとつお聞きいたします。大和町では1つの例として、岩山湧水対策資金というのがあったわけでありますが、これについては利子運用だったわけでありますが、これをひとつ説明願いたいと思います。

農林課長 それでは本会計の内容について簡単に説明をさせていただきます。これは先ほど説明いたしましたように、六日町から引き継いだものでございますが、上越新幹線の工事施工に起因し、上ノ原から四十日の間にかけて、六日町の西側の方で、今まで湧き水が出ていたという所が枯渇しまして、農業用水等の確保が困難になったというようなことから、鉄道建設公団から塩沢トンネル内に地下水を汲み上げるためのポンプ施設を作っていただいたということでございます。これは代替施設として作っていただいたということだそうです。この施設を維持管理するために、打切補償料、当時で5億1,100万円と聞いておりますが、もらいまして、それを基金積立をいたしまして、これらの施設を維持管理するための基金として積立てたということです。そして単年度単年度でその施設を維持管理するために、基金の運用収入によりまかなっているという会計でございます。

なお、財産収入と繰入金という質問でございますが、この財産収入につきましては、172ページに記載されているとおりでございますけれども、一般会計に繰替運用というようなことで、今年度の六日町さんの当初予算では1億5,000万円を繰替えしまして、利息的には3.6パーセントという利息で計算されておまして、当初予算の段階では約1億9,440万円というふうに財産収入を見込んでいます。そのうち今回2ヶ月程度の歳出に必要な分を、歳入ということで暫定予算で組まさせていただきます。それから基金につきましては約5億円あるわけでございますが、その中から繰入金ということで、300万円を基金本体から繰り入れさせていただいたということでございますが、これにつきましては大規模な修繕等が発生した場合、即対応しなきゃならんというようなことで今回300万円を計上させていただいたというものです。以上です。

岡村雅夫君 私、今の説明の中で聞いたのは、要するにかなり広範囲にわたる部分の補償金であったがために、こういった一般会計を使ったというふうにとらえていいのか。大和町の例で

いきますと、その地域という限定された資金の運用を利子運用したという形があったんですが、その辺をひとつ説明をお願いいたします。

農林課長　私が聞いている範囲では、大和町の場合は一箇所、岩山というところで同じような事件が発生した訳ですけども、今回につきましては、西山地区、まあ範囲が広いというようなことで、なかなか個々の集落にわけることが困難だったというようなことで、町で一括管理したというふうに聞いております。

中沢俊一君　下水道会計について伺いますが、237ページになります。予備費の3千2百万なにがしかあるわけですが、さっきの説明だと暫定的な今回の震災の復旧事業費としての説明を受けたわけです。旧六日町地域につきましては、地盤沈下に伴います、この下水管の被害というのは私どもも心配しているわけでありまして、この庁舎の脇を見てもわかるとおり、液状化の兆候が見られまして、堀之内あるいは今回の震災の方でも随分とその液状化による管渠の破損というのが話題になったわけですが、こういう具体的な2ヶ月分の予算がもってあるということは、だいたいのその辺の点検と伺いますか、それは済んでいるのかどうか一点お伺いします。

企業課長　下水道につきましては今回、公共下水道、流域下水道、農業集落排水、そして合併浄化槽等、旧六日町、大和町やっておりますが、その辺を調査をいたしまして、概略の被害額がでております。そうした中でまず六日町地区でございますが、公共下水道では主に液状化といいますが、マンホールがあってその周りが下がったというのが多く見られました。そうした中で約18ヶ所ほど公共の方ではございました。その被害額として1,100万円程度みているというものでございます。また農業集落排水についても六日町地区で約10ヶ所ということでございます。その中でも主に、管路自体は特に段差ができたとかそういうのはないんですが、主に表面的なマンホール周り、そういうのがでております。そうした所で約10ヶ所で340万円ほどの被害報告になっております。

そしてあと浄化槽の市町村整備推進事業ということで、下出浦、上出浦とやっておりますが、その中でも流出管だとか流入管が下がって、段差ができて流入ができないとか流出ができないと、そういうものが約32個ほどでております。それを含めまして六日町地区で約500万円ほどの被害額。被害の予想でございまして、それ以内に抑えられるというふうに考えております。あと大和地区につきましても、公共下水道で、約4ヶ所ほどになりますが、その中でも約400万円ほどの被害がでていうことでございます。

あと大和地区の特定環境保全公共下水道そういうのもございますが、それについても約200万円ほどの被害がでていうことでございます。あと大和町における個別排水という浄化槽、同じような浄化槽施設を設置しているんですが、そこにつきましても約25件ほどの被害がでていうことで、それも先ほど申しあげました流入管だとか流出管の段差ができたものがございました。25件ほどで約800万円ほどの被害額になっているということです。この中で浄化槽が特に、大和町と六日町で1ヶ所づつ本体がやられているというのがございましたので、その2ヶ所につきましてはもう1回敷せ直さないと機能できないということで、そういうことの中で当面予備費の中に入れて、その後振り替えていきたいという考え方で、予備費に計上させていた

いただきました。以上でございます。

笠原幹夫君 同じような質問なんですが、この観光施設の関係ですね。その予算で、最後の276ページの予備費を見ますと、予備費はみていないということなんですが、先ほどの説明の中では、集中豪雨等で災害が起きて、それに対応するんだということですが、今回の地震では全く何のあれもでていないんでしょうか。そういう点でちょっと何か被害があったような話も噂で聞かされたので、その辺を聞かせてもらいたいと思います。

商工観光課長 八海山麓の方のスキー場でございますが、若干当初見た時には「亀裂が」というのがございましたが、たいしたことございませんので今年の営業には支障がないということで報告を受けておりますが。以上でございます。

議長 ほかに。

駒形興一君 先ほどの災害についての下水道の復旧等についての質問です。今プラスチックコーンが随所に立っているわけですが、すでに管渠敷設の表面の陥没等については下水道の瑕疵担保期間は過ぎているということで、下水道課で修理をするのか、あるいは建設課で修理をするのか。その辺の縦分けがどうも予算上では見えないわけですし、我々市民もどちらが直すのかなということで疑問の点がございますので、この辺の修理の仕方ですね、これをひとつ1点お伺いしたいと思います。

企業課長 まず下水道と道路管理者との接点でございますけれども、災害査定になりますと下水道の本管という施設自体、管ですね、管が折れたとか曲がったとかそういう施設のになると、その下水道施設で1メートル掘削幅、1メートル20センチ程度ですか、その部分の所までは下水道で復旧がいいですと。そのほかの波を打っている道路がありますが、その辺については道路管理者の方の区分だということになっております。そうした中で私どもマンホールだけがポンと浮いたという所については、建設課の方とどっちでやるかということで協議をしながら進めているという状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

議長 ほかに。

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第3号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第3号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計暫定予算について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第3号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 第4号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りいたします。

第4号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市国民健康保険特別会計暫定予算について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第4号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 第5号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りいたします。

第5号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市介護保険特別会計暫定予算について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第5号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 第6号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りいたします。

第6号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市老人保健特別会計暫定予算について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第6号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 第7号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りいたします。

第7号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市下水道特別会計暫定予算について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 第8号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りいたします。

第8号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市観光施設特別会計暫定

予算について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第8号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。
議 長 第9号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。

第9号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市訪問看護特別会計暫定
予算について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第9号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議 長 日程第9、第10号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南
魚沼市水道事業会計暫定予算について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求
めます。

企業課長 (説明を行う)

議 長 質疑を行います。

牛木智恵美君 今回の地震時に水道が出ないというような状況が大崎、辻又、後山の方であっ
たというふうに聞いておりますけれども、その被害額としてどれほどの額が見込めるのか説明を
お願いいたします。

企業課長 まず水道事業の水道の方の被害状況でございますが、旧大和地区でございます。
この辺につきましては10ヶ所ほどの漏水と申しますが、管がずれて離れたということなんです
が、そういう所が10ヶ所ありました。そしてもう1ヶ所につきましては、配水管の本管じゃな
いんですが、給水管が1ヶ所ありまして、合計11ヶ所ございました。そういうことで、被害額
につきましては11ヶ所で約1軒あたりで50万円ほどということで見込んでおりますので、5
50万円ほどになっております。

そしてその他に辻又の配水地、簡水の配水地でございます。配水の柵、槽については影響なか
ったんですが、その滅菌機をかぶせてある上屋がございます。その上屋が一部破損して、この冬
にちょっともたないという状況になっております。それが1ヶ所ございまして約500万円ほど
にみております。合計12ヶ所で1,050万円ということではしております。

また配水管等については一時断水がございましたが、今現在では全部復旧済みでございますの
で、今後私物だけ先行したということでございます。あと旧六日町の方でございますけれども、
六日町の方では約7ヶ所の被害がございました。それも先ほど申し上げました管の接続部の抜け
と申しますかずれとか、そういうものがあったということで、7ヶ所で870万円ほどの一
応概算復旧費ということで考えております。以上でございます。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第10号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市水道事業会計暫定予算について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第10号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第10、第11号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市病院事業会計暫定予算について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 (説明を行う)

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 今ほど大和病院の事務長が報告をいたしました。当初の病院の合併についてですが、病院はこういった形になるのかなというように思っていたんですが、今回はいろいろ事情があったようでありますけれども、大和病院と城内病院というものは別組織と、事務長も別におき、院長も別におく。こういった関係でいくということがなっているわけであります。そういった中で、予算書がこういう形で混同されたような形で出るということは、誰が責任を負うのかと。要するに事務長の責任はどこまでどうなるのかというあたりが、我々に明確に見えないという予算書ではないかなというふうに私は思いました。

大和町でも観光会計でこういった関係がありまして、サイクリングターミナルとスキー場の関係で、ターミナルを委託していた段階ではそれは一般会計だったということでしたが、それを観光会計に入れる段階で款をおこして、この両方が明確になるような形をとってきた経過がございます。この予算書を見るとそれが非常にあいまいになってくるのではないかなというふうに思いますが、これに至った経過をまずご説明を願いたいというふうに思います。

大和病院事務長 お答えを申し上げます。病院事業の件につきましては議員ご案内のとおり、自治体の開設者でございますので、市長が開設したということになっております。ただし病院の事業の件につきましては、適用法律がいくつかございまして、ベースとなる自治法、それから公営企業法、それから医療でございますので医療法の適用を大きくいえば受けます。したがって医療法の面からいいますと、いくつもの会計、事業所があってもいいわけですが、公営企業法でいいますと、一自治体一会計という原則がございますので、医療法の面からはそれぞれ大和病院、城内病院ということの現場は2つございますけれども、公営企業法に適用する自治体の会計としては最終的には一本化しなければならない。新潟県も同じように15病院あるわけござい

ますが、病院局が統括して各15病院のものを最終的にまとめて予算決算を定めておりますので、そういう形をとって当市におきましても、城内病院、大和病院と区別しながら、なおかつ予算的には最終的には一本化という形の方で整理させていただいたということでございます。よろしくお願い申し上げます。

岡村雅夫君　1つの公営企業法でこういうふうにしたということでもありますけれども、その中でも私は款をおこしてやることは可能なのではないかなというふうに思います。そして実質的には分かれているわけでありますので、人事の交流はあるという程度のことではないかなというふうに私は思っています。そして最高責任者が開設者であるということであることでもありますので、私は款を設けてできると、そしてそれぞれがそれぞれの体制でやっているわけでありますので、そうして出発するからにはそういった会計をすべきである、というふうに思いますが、職務代理人、どういう引継ぎをされるのかひとつお聞きしたいと思います。これを見せていただく我々としてみると、非常に面倒な会計でありますので、ひとつ。将来的な展望があって、とりあえず暫定予算中のこれであるということであるのであるならば、いたしかたない部分もあるかと思えますけれども、将来の構想もあるのかどうかその辺もからめて、答弁できたらお伺いします。

市長職務執行者　お答えいたします。まずこの暫定予算を私は見させていただいた時に、岡村議員と同じ懸念を持ちました。というのは、この予算ですと、全て大和、城内を全部たしていないと総体的な予算がわからないということでしたので、これは是非本予算を組む時に大和病院と城内病院をしっかり分けて、例えば大和病院の消耗品はいくら、ずっときて今度は城内病院だったらまたいくらということをししないと、なかなか皆さんがわからないぞという話はさせていただきました。ただそういう中で、法律に指定された分け方がですね、できるのかどうか。これをよく研究をして、できるということであつたら今、私が考えているような方向で本予算は組むべきだということを現場の方に話をしてありますので、研究をさせていただいて、本予算を組む段階で、できるのであれば、そうした方がやはり皆さん方から理解をしていただく上には、何ていいますか、方法としてはするのが私は正しいという認識を持っております。ですのでちょっと本予算を組むまでに研究をさせていただきたいと思えます。

笠原喜一郎君　職務執行者にちょっとお聞きをいたしますが、今日たまたま自分のレターケースを見てみましたら、こういう「みつば」という院内報が入ってわけです。何気なく読んでいたら、大和病院の中で働く人達の院内報だなというふうに思ったわけですが、この中になかなか注意を引くような部分があったわけですが、そのことについてお聞きをいたします。この中で10月中に秋山大和町長、現在は職務執行者ですけども、「再三話し合いをして次のような合意に達した」というふうに書かれています。まず1つは、「ミスターAが病院顧問に就任するように」というような部分。それから「空席となっていた副院長に2名の方が就任をする」と。それからこれは院長が書いているわけですから「私の日常業務を見直す」というようなことが書かれているわけですが。私たちはそれこそ大和病院がどういうふうな運営のやり方をなされているのか、あるいは全くわかりませんので、その辺のことも、ここに書かれていることも含めて答弁をお願いしたいと思います。

市長職務執行者 お答えいたします。まず現在の斎藤病院長であります、今年の5月から就任をしていただいたわけでありまして、その時の条件が、「10月いっぱい私の約束できる任期である」ということを強く申してこられたわけでありまして、その間に新しい病院長をかなり探したんですが、なかなかみつからないという中、私の方で斎藤先生にもうしばらく大和病院の院長としてがんばっていただきたいというお話をさせていただいた過程の中で、斎藤先生の方からいくつかの条件と申しますが、「これが確立できればじゃあ暫くやりましょう」ということで、今おっしゃっていただいた件ができたわけでありまして。すでに副院長は2人、11月1日から就任しておりますのでこれは解決しております。それから業務の見直しというのは斎藤先生ちょっと健康を害している部分がありますので、非常に病院長の職務を100パーセントこなすには自信がないということで、病院内の業務をできるだけ他の医師から担っていただいて、いろいろの業務を先生やっていらっしゃいますから、これを少しでも軽くしてもらえないかというのが2番目の話です。それから3番目のミスターAというのは、このAということになれば誰だか、Kじゃないでしょうけれども、アライさんだかアオキさんだかアキヤマだかそれはわかりません。わかりませんが、斎藤先生が私に要請をしたのは、新しい市長が誕生した時に、大和病院のことをかなりシビアに見ていただかなくてはなりません、新市の市長ということになると、非常に守備範囲が広がりますので、しばらくの間、大和病院と市長との橋渡しをするような人間を、新しい市長につくってもらえないかという話がミスターAという問題で表現をされております。これは現時点では斎藤先生の希望であり、私はその希望を受けて「是非新しい市長にはそういう方向でお願いをしましょう」ということがこの表現になったということでありまして、28日に市長が決まれば、即事務長の方からこの問題について新しい市長に申し入れをすると、こういう段階になっております。ご理解をいただきたいと思っております。

笠原喜一郎君 はいわかりました。でもう1点、この期間は17年3月31日までとするというその部分というのは、そうすると斎藤先生の院長としての期間というのがこの3月31日で切れるというふうに、これだけの条件をのんだとしても切れるということで理解をしてよろしいわけですか。

市長職務執行者 斎藤先生はあくまでも「3月31日まではやるから、その間に新しい院長を見つけてくれよ」と。これが斎藤先生の意向でありますので、新しい市長からぜひこの件については真剣に取り組んでいただかないと、また3月になって院長が見つからない、もう暫くお願いしますということになってきますので、その点については私もしっかりと引継ぎをしたいと思っております。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第11号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市病院事業会計暫定予算について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第11号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 休憩をします。

(午前10時30分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

議長 日程第11、第12号報告 専決処分した事件の承認について(市の区域内の字の区域及び名称の変更について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第12号報告 専決処分した事件の承認について(市の区域内の字の区域及び名称の変更について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第12号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第12、第13号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市指定金融機関の指定について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

会計課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第13号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市指定金融機関の指定について)は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第13号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。
議長 日程第13、第14号報告 専決処分した事件の承認について(魚沼地域視聴覚教育協議会に加入することについて)、日程第14、第15号報告 専決処分した事件の承認について(魚沼地域胃集団検診協議会に加入することについて)、日程第15、第16号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会に加入することについて)以上3件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 (説明を行う。)

保健課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 第14号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第14号報告 専決処分した事件の承認について(魚沼地域視聴覚教育協議会に加入することについて)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第14号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 第15号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第15号報告 専決処分した事件の承認について(魚沼地域胃集団検診協議会に加入することについて)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第15号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 第16号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第16号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会に加入することについて)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第16号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。
議長 日程第16、第17号報告 専決処分した事件の承認について(ごみ処理事務の一部の委託について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

環境課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第17号報告 専決処分した事件の承認について(ごみ処理事務の一部の委託について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第17号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第17、第18号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市、魚沼市教育に関する事務の一部の事務の委託について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りいたします。

第18号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市、魚沼市教育に関する事務の一部の事務の委託について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第18号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第18、第19号報告 専決処分した事件の承認について(公の施設の相互利用に関する協議について)、日程第19、第20号報告 専決処分した事件の承認について(区域外における公の施設の設置に関する協議について)、日程第20、第21号報告 専決処分した事件の承認について(区域外における公の施設の設置に関する協議について)、以上3件を一括議題といたします。本案についての提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 (説明を行う。)

社会教育課長 (説明を行う。)

保健課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 第19号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第19号報告 専決処分した事件の承認について(公の施設の相互利用に関する協議について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第19号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 第20号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第20号報告 専決処分した事件の承認について(区域外における公の施設の設置に関する協議について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第20号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 第21号報告に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第21号報告 専決処分した事件の承認について(区域外における公の施設の設置に関する協議について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第21号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第21、第22号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼郡土地開発公社の定款の変更について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第22号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼郡土地開発公社の定款の変更について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第22号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第22、第23号報告 専決処分した事件の承認について(大字四十日財産区ほか13財産区の財産区管理会財産区管理委員の選任について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

中俣 誠君 ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、南魚沼市になって大字というのがさっき廃止になったかと思うんです。財産区の名前はあくまでも大字、今まで四十日だったら四十日という財産区名ですので、これでいいんだろーとは思いますが、今後財産区を指導して大字をこの次はやめようとか、また正式には入っていないのだから悪いのだとかという、そのへんが私にはわかりませんので、わかったらちょっと教えていただきたいと思えます。

財政課長 まことに申し訳ありません。大和町は財産区がないもので、ちょっとはっきりわからないのですが、今ほど総務課長からお聞きしましたところ、財産区の設定は大字付きでそれぞれ名称を載せてなされておりまして、その変更のきちんとした決定なり協議がないと絶やせないというようなことでございます。新市がそういうことで大字がなくなっておりますので、そのへんのまた名称変更につきましては、今後ひとつそれぞれの財産区と協議をさせていただいたうえで決定していきたいと考えております。よろしくお願いします。

中俣 誠君 そうだろうと思ったんですが、今後協議する時にちくはぐになって、俺ら所はこうだあだということにならないで、任期を変える時とか何かの時点で、統一ができるように行政としてリーダーシップをとっていただければありがたいと思っておりますので、ひとこと添えておきたいと思えます。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第23号報告 専決処分した事件の承認について(大字四十日財産区ほか13財産区の財産区管理会財産区管理委員の選任について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第23号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第23、第24号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市入湯税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

上村 守君 地震の被災者をどこでどう判断するのか。どこかが「この人は被災者なんだよ」あるいは「この人は被災者じゃないんだよ」というその証明書でも出してくれればいいんだけど、「俺の家はぶっ壊れた」ということの証明を、どこでどうするのか。その区分をどう今つけようとしているのか。それについての見解をひとつ聞かせてください。

税務課長 ご指摘の点があるわけでございますが、現実問題といたしまして、特別徴収義務者、言い方を変えれば、民宿であるとか旅館の経営者がそれを判断するわけでございます。したがって中にはどっかから遊びに来た方が入らんというふうな判断まではどうも保証の範囲ではないとわれればそうですけれども、現実に特別徴収義務者にですね、証明書を持ってくるように指導しろとかとは、なかなか言いがたいものでございますし、こういう時期でございますので、そういう証明書というのいかなものかという観点がございますもので、議員ご指摘の点はあることは承知いたしておりますけれども、一応特別徴収義務者の判断で被災者と認めて入湯なされた方については、それをもって、免除するという判断をさせていただいております。以上でございます。

上村 守君 私はそこはやっぱり行政としてきちんとしたガイドラインなり、少なくとも税金を減免しようというんですから、後でもめごとが起きないように私はきちんとしておいたほうが、後々のためにもいいし、今回たまたま起きた事態ですけれども、今後もありうる話なんですよ。まだ余震があつてね。だから税務当局とすれば、きちんとしたものを整備すべきだということを、今ここに至ってすぐどうせいこうせいなんてことは言いませんが、十分検討しておいてほしいということをお願いしておきたいと思えます。

税務課長 蛇足かもしれませんが、議員がおっしゃることはごもっともでございます。実はあまり私普段、その言うところでですねボロがでるといけないんで、やめておくべきかもわかりませんが、実は今回免除した方の数の報告は、個々の特別徴収義務者に依頼はしてございます。依頼の過程でも、多少その特別徴収義務者との間でのどの程度の事務なのかという軽減の問題もございましたが、基本的に今ご指摘の点を踏まえて今後の点でございますので、研究させていただきたいと思えます。とりあえずこれでご答弁させていただきます。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 お諮りします。

第24号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市入湯税条例の一部を改正する条例について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第24号報告は原案のとおり承認することに決定をしました。

議 長 日程第24 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。議会運営委員長より議会運営について、3 常任委員長により所管事務について、会議規則第104条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

議 長 お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議 長 以上で本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。これをもって平成16年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

(午後1時34分)